

九大環衛第43号  
令和5年5月26日

各 部 局 等 の 長  
各 部 局 事 務 部 長  
事 務 局 各 課 ( 室 ) 長 殿  
監 査 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス 室 長  
総 長 支 援 室 長  
事 務 支 援 セ ン タ ー 長

九州大学理事（危機管理・安全衛生担当）・事務局長  
西田 憲史

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザに関する  
就業の取扱い等（教職員）について（通知）

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されました。

については、本学における新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザについては、別紙のとおり対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、これに伴い、下記の通知等は廃止します。

記

- ・令和4年8月26日付け九大環衛第130号  
「新型コロナウイルス感染症に関する就業の取扱い等（教職員）について（通知）」
- ・平成30年2月13日付け九大環衛第337号  
「インフルエンザ総合対策の推進について（依頼）」

担当：総務部環境安全管理課衛生管理係 竹内  
内線：90-2075  
E-mail：syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp

## 新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザに関する 就業の取扱い等（教職員）について

### 1. 就業の取扱い

医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断された場合、もしくは、抗原検査キット（※1）による自己検査で陽性となった場合には、有給による自宅待機とする。なお、自宅待機期間は以下のとおりとする。

（※1）厚生労働省が承認した医療用検査キットまたは一般用検査キットを使用すること。研究用と称して販売されている検査キットは使用しないこと。

【参考】福岡県 HP <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pharmacy-agkit.html>

#### 【新型コロナウイルス感染症】

症状が出た日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後24時間を経過する日まで（※2）

（※2）5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛み等の症状が軽快して24時間程度が経過するまでは自宅待機する。

#### 留意事項

- ・発症後10日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、出勤可能となった際も、感染拡大防止のための対策（人混みを避ける、窓口業務はしない、不織布マスクを着用する等）を十分行うよう指示する。
- ・発症後10日を経過しても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、不織布マスクの着用等咳エチケットを心がける。

#### 【インフルエンザ】

症状が出た日から解熱後48時間を経過する日まで

#### 留意事項

- ・近年は抗インフル薬の効果で解熱が早くなったが、解熱後48時間を経過していても感染力が残っている可能性が高いため、自宅待機期間が経過し、出勤可能となった際も発症後5日程度経過するまでは、感染拡大防止のための対策（人混みを避ける、窓口業務はしない、不織布マスクを着用する等）を十分行うよう指示する。
- ・発症後48時間以内であっても、例外的に医師の許可があった場合は出勤を許可するが、上記の感染拡大防止のための対策を十分行うよう指示する。

### 2. 「教職員連絡表」による報告の手順

- （1）新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと思われる症状を発症したと連絡があった場合は、状況に応じ、医療機関の受診または抗原検査キットによる自己検査を指示する。症状が重い場合は、医療機関の受診を勧めること。
- （2）医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断された場合、

もしくは、抗原検査キットによる自己検査で陽性となった場合には、1. の期間、有給による自宅待機とする。

- (3) 症状が軽快、解熱後、再度その旨連絡させ、出勤予定日を確認する。
- (4) 流行状況を把握するため、当月分の感染者について「教職員連絡表」に記録し、翌月10日までに総務部環境安全管理課衛生管理係宛てに連絡する。

### **3. 出勤簿、勤務時間等記録簿の表記**

令和5年5月16日付け人事部人事企画課総務係発出の事務連絡に基づいて処理する。

### **4. その他**

- ・濃厚接触者には本取扱いは適用しない。
- ・病院教職員及び診療に従事する者は、病院の取扱い等を優先することとする。
- ・自宅待機期間中は療養し、体調の回復に努めること。ただし、体調に問題がなく、業務上真にやむを得ない場合には、必要最小限の時間、専門業務型裁量労働制の教員を対象としたテレワーク制度を利用することができる。テレワーク制度の利用にあたっては、「教員を対象としたテレワークの手続き等について（通知）（令和5年4月27日付け九大人総第13号）」によること。

## 令和5年度教職員／学生連絡表

No.	①分類	②職員／学生	③連絡日	④学生番号 (学生のみ)	⑤事業場	⑥所属部局	⑦サークル (学生のみ)	⑧職名／学年	⑨氏名	⑩発症日	⑪受診医療機関等	⑫受診／検査日	⑬出勤／出校 予定日	⑭備考
例	インフル	職員	2023/5/8		伊都CE	総務部環境安全管理課		係長	〇〇 〇〇	2023/5/8	〇〇内科	2023/5/8	2023/5/15	
例	コロナ	職員	2023/5/8		馬出	〇〇研究院		教授	〇〇 〇〇	2023/5/8	〇〇クリニック	2023/5/8	2023/5/17	
例	コロナ	職員	2023/5/8		伊都W	〇〇研究院		准教授	〇〇 〇〇	2023/5/8	検査キット(〇〇社製)	2023/5/8	2023/5/17	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

## 【記入方法】 ※教職員と学生は別葉で作成して構いません。

- ①… インフルエンザ／新型コロナウイルス感染症のいずれかをプルダウンから選択して入力。
- ②… 職員／学生のいずれかをプルダウンから選択して入力。
- ③… 職員／学生が所属部局に感染の一報を入れた日付を入力。
- ④… 学生番号を入力(学生のみ)。
- ⑤… 職員／学生が通常勤務／通学している事業場(地区)をプルダウンから選択して入力。
- ⑥… 所属部局を入力。
- ⑦… 所属サークルを入力(学生のみ)。
- ⑧… 職名／学年を入力。学年はB(学部)、M(修士)、D(博士)、P(専門職大学院)+数字で入力。
- ⑨… 氏名を入力。
- ⑩… 発症した日付を入力。
- ⑪… 受診した医療機関名または使用した検査キットの製造販売業者名を入力。
- ⑫… 医療機関を受診した日付または検査キットで検査した日付を入力。
- ⑬… 症状軽快、解熱後、出勤／出校可能となる日付を入力。
- ⑭… 適宜入力。

※1名につき1行で入力していく。

※いったん回復した後、再度罹患した場合は、新たなNo. のところに入力する。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行する令和5年5月8日以降の大学等における基本的な感染対策の考え方についてお知らせします。各大学等におかれては、本事務連絡の内容を参考に、適切に御対応いただくようお願いします。

事 務 連 絡

令和5年4月28日

各国公立大学法人担当課  
大学を設置する各地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設立する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

御中

文部科学省高等教育局高等教育企画課

令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に移行することとなります。これまで3年余にわたり、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を講じ、御対応いただいていた各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針等に沿って御対応いただいていたところ、本年5月8日付けの新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針や政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることとなります。

このため、本年5月8日以降、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。

については、5類感染症への移行後においては、政府として一律に感染症対策を求めることはありませんが、大学等においては、教育研究活動の継続を前提とした上で、感染拡大を防止する観点から、時々々の感染状況に応じた対策を適切に講じていくことが重要となります。本年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、下記のとおりお知らせしますので、今後、各大学等におかれては、これらを参考に適切に御対応いただくようお願い

いします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について

令和5年5月8日以降の基本的な感染対策について、政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、今後は、各大学等において、教育研究活動の継続を前提とした上で、感染拡大を防止する観点から、時々の感染状況に応じた対策を適切に講じていくことが重要となります。以下を参考にいただきつつ、各大学等において適切に御対応いただくようお願いいたします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針は廃止されることとなるため、本年5月8日以降の日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となること。また、政府として一律に求めることはせず、個人や事業者において自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなること。
- ・ 学校における対応については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）を必要に応じて参考にすること。

具体的には、平時においては、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット等、教育研究活動に支障を生じさせることなく両立が可能な対策について継続して実施することが有効であり、感染状況が落ち着いている時は、衛生管理マニュアルに記載の事項以外に特段の感染症対策を講じる必要はないと考えられること。また、これまでお示ししているとおり、教育研究活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること。

感染拡大時においては、一時的に、身体的距離を確保すること等が考えられる

こと。また、感染状況によっては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく出席停止の措置や臨時休業など、学生の学修機会の確保等に留意しつつ、機動的に対応を行うことが考えられること。なお、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 5 年 4 月 28 日付け 5 文科初第 345 号）を参照すること。

## 2 学修者本位の教育活動の実施と学生に寄り添った対応について

各大学等におかれては、1 を踏まえつつ、引き続き、学修者本位の教育活動を実施していただくことが重要であることから、「令和 5 年 4 月 1 日以降の大学等におけるマスク着用の考え方を見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け 文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）の（2）においてお示しした各点を御参照いただき、適切に御対応いただくようお願いいたします。

### （参考）関連通知等

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（2023. 5. 8～）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)
- 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 5 年 4 月 28 日付け 5 文科初第 345 号）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt\\_ope01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf)
- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和 5 年 5 月 8 日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」（令和 5 年 3 月 31 日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001081572.pdf>
- 「令和 5 年 4 月 1 日以降の大学等におけるマスク着用の考え方を見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け 文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

<本件連絡先> 文部科学省高等教育局高等教育企画課 連絡先：03-5253-4111（内線：2482）
---

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。

5 文科初第 345 号  
令和 5 年 4 月 28 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 章 夫

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号。以下「改正省令」という。）が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び概要等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校を含む。この段落において同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定



こども園に対して、厚生労働省医政局長及び同省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただくよう併せてお願いします。

## 記

### 1. 改正の趣旨

令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行される感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）によって、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが変更されることを踏まえ、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について所要の改正を行うこととすること

### 2. 改正の概要

#### （1）新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加（第18条第1項第2号関係）

現在、新型コロナウイルス感染症については、感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」として、施行規則第18条第2項の規定により、第一種の感染症とみなすとしているところ、感染症法上の位置付けが変更され、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなることから、学校において予防すべき感染症としての位置付けを見直し、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第二種の感染症に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）を加えたこと

#### （2）新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定（第19条第2号関係）

現在、施行規則上、新型コロナウイルス感染症を第一種の感染症とみなしていることから、出席停止の期間の基準について「治癒するまで」としているところ、第二種の感染症に位置付けることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする規定を加えたこと

#### （3）施行期日（附則関係）

改正省令は、令和5年5月8日から施行することとしたこと

### 3. 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

- 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
- 施行規則第19条第2号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと
- 令和5年5月8日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

【参考】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）（令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

○事務連絡 本文

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>

○事務連絡 別紙

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf>

#### 4. その他の留意事項

(1) **新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮について**  
これまでと同様、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はないこと。また、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ないこと

#### (2) **濃厚接触者の取扱いについて**

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われな~~い~~こととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われ~~な~~いこと等を踏まえ、

- ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
- ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと

### (3) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

また、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること

なお、幼稚園等については、指導要録に「出席停止・忌引等の日数」の欄がないことから、これらの場合において、備考欄等に「非常変災等幼児又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、園長（又は校長）が出席しなくてもよいと認めた日」として、幼稚園等に出席しなかった日数を記載することも可能であること

### (4) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、児童生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと

また、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

○令和五年文部科学省令第二十二号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳<sup>せき</sup>、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「略」</p> <p>チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過</p>	<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳<sup>せき</sup>、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「同上」</p> <p>「チを加える。」</p>

するまで。

三〇六 「略」

三〇六 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

# 廃止

九大環衛第130号  
令和4年8月26日

各部局等の長  
各部局事務部長  
事務局各課（室）長 殿  
監査室長  
総長支援室長  
事務支援センター長

九州大学理事・事務局長（危機管理担当）  
西田 憲史

九州大学理事（安全衛生担当）  
村上 洋子

新型コロナウイルス感染症に関する就業の取扱い等（教職員）について（通知）

標記の件については、令和4年6月21日付九大環衛第72号「新型コロナウイルス感染症に関する就業の取扱い等（教職員）について」（以下「第72号通知」という。）で通知しているところですが、濃厚接触者の待機期間の短縮に伴い、下記のことについて別紙のとおり改訂しましたので通知します。

これに伴い、第72号通知は廃止します。

記

<更新箇所>

- ・別紙2「教職員の就業の取扱いについて」
- ・発熱等の症状がある本学教職員等への対応に係るフロー図

<更新内容>

- ・濃厚接触者等に係る就業禁止等の期間を変更。

担当：総務部環境安全管理課衛生管理係 竹内  
内線：90-2075  
E-mail：syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp



発熱等の症状がある本学教職員への対応について

1. 症状の記録及び報告 \* 【 】は別添フロー図の矢印等を指す。

(1) 発熱等の症状がある本学教職員に、部局等事務部へのその旨を報告させるとともに、学内外における感染拡大を防ぐため、次の1)～3)を要請する。【ア】

1) 自宅静養

2) 外出の自粛

3) 1日2回(朝・夕)体温を測定し、体温以外の症状とあわせて、健康観察表(様式1)へ記録及び部局等事務部へ報告。(同様の内容が記載されていれば、部局等独自の様式を用いて差し支えない)

(2) そのうえで、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談するよう指示する。なお、相談する医療機関がわからない、または迷う場合は、最寄りの受診・相談センターに相談するよう指示する。相談の結果、医療機関を受診することとなった場合は、部局等事務部へ受診結果を報告させるとともに、その時点まで記録した健康観察表を部局等事務部へ提出し、症状等を報告させる。(メール等で可)【イ】

(3) (2)の相談の結果、医療機関を受診しなかった場合でも、相談したかかりつけ医等に、自宅静養期間の確認を必ず行うように指示し、確認した内容を部局等事務部へ報告させる。なお、出勤可能となった場合でも、外出や就業等に当たっては、マスクの着用と手指衛生に努めさせる。【ウ】

2. 就業上の取扱い

上記1.(1)1)及び(3)の自宅静養期間中は、年次有給休暇、病気休暇等として取扱う。

**教職員の就業の取扱いについて**

**1. 就業禁止等の措置及び期間**

本項の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症等発生時における対応マニュアル」（R2.4.16新型コロナウイルス危機対策本部W6決定）及び「学内PCR検査実施マニュアル」（R3.8.4新型コロナウイルス感染症危機対策本部W6決定）による。

該当区分（有給による就業禁止等の対象となる者）		就業禁止等の期間		
【1】	(1) 指示受検者	別紙1の1(2)により、 <b>医療機関を受診し、医療機関の指示でPCR検査等を受けること</b> となった者（結果として新型コロナウイルス感染の陽性反応が確認されなかった場合を含む）※1	発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで ただし、診察した医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間※5	
	(2) 希望受検者	別紙1の1(2)により、 <b>医療機関を受診し、本人の希望でPCR検査等を受けること</b> となった者（結果として新型コロナウイルス感染の陽性反応が確認されなかった場合を含む）	症状消失後48時間が経過するまで	
	(3) 感染者	・医療機関におけるPCR検査等の結果、 <b>新型コロナウイルスの陽性反応が確認</b> された者 ・国の指針等に基づき、「PCR検査等」などの医師による陽性判定」等とされた者	保健所から受けた指示に沿った期間※5	
	(4) 保健所認定受検者	濃厚接触者	保健所等の公的機関により <b>濃厚接触者※2</b> に判定された者	陽性者と最後に接触した日から5日間 ただし、同居者が陽性となり、その濃厚接触者等となった場合は、当該陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日。なお、同居者に複数の陽性者が出た場合は直近の検査陽性者の発症日、無症状の場合は検体採取日。）又は当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間※6※7※8
		濃厚接触者として特定された者ではないが、保健所等の公的機関によりPCR検査等の受検及び健康観察を必要とされた者		
		濃厚接触者相当	保健所の調査がされず、本学がチェックリストに基づき「濃厚接触者に該当する可能性がある」と判断する者	なお、保健所からの指示がある場合は、保健所から受けた指示に沿った期間※5
	(5) 学内認定受検者（発熱等の自覚症状がある場合）	学内認定受検者（発熱等の自覚症状がある場合）	保健所等の公的機関により濃厚接触者として特定された者ではないが、本学における感染拡大防止の観点から、 <b>濃厚接触者と同様に取扱うべき者に相当すると本学が判断した者</b>	発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで ただし、診察した医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間※5
		学内認定受検者（発熱等の自覚症状がない場合）	保健所等の公的機関により濃厚接触者として特定された者ではないが、本学における感染拡大防止の観点から、 <b>濃厚接触者と同様に取扱うべき者に相当すると本学が判断し、本学が判定して実施する自己採取型PCR検査等※3を受検した者</b>	自己採取型PCR検査等の受検結果が、「Ct値40以下」又は「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談の上で医療機関を受診し、陰性と判断された場合は、診察した医師が指示した期間※5※6
				自己採取型PCR検査等の受検結果が、「Ct値40以下」又は「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談したが、医療機関の受診不要と判断された場合は、当該かかりつけ医等が相談時に指示した期間※5※6
	(6) 感染者、濃厚接触者、保健所認定受検者、濃厚接触者相当、指示受検者又は希望受検者等との接触※4があり、部局等の長が必要と判断する者		感染者、濃厚接触者、保健所認定受検者、濃厚接触者相当、指示受検者又は希望受検者等（以下「感染者等」という）との接触があったことを本学が把握した日から、当該感染者等の就業禁止等期間が終了する日までのうち、該当者の接触状況を踏まえ、部局等の長が判断する必要最小限の期間※6※9	
【2】	海外から帰国した者及び海外から新規で受け入れる者	令和4年10月21日付九次国第36号「水際対策の新たな措置における外国人研究者等の受入について（通知）」による。※6		

- ※1 受診の結果、PCR検査等を受けなかった場合は、就業禁止とはせず、別紙1による対応とする。  
なお、受診した医療機関に自宅静養期間を必ず確認する。
- ※2 感染者が発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を発生した日の2日前から隔離開始までの間に当該感染者と接触した者のうち、以下のア）～エ）の範囲に該当すると保健所等により判断された者。  
ア）同居又は長時間の接触（車内、航空機内等を含む）  
イ）適切な感染防護無しでの診察、看護又は介護による接触  
ウ）気道分泌液（痰など）又は体液等の汚染物質への接触  
エ）手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、15分以上の接触（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から総合的に判断する）
- ※3 学内認定受検者のうち、発熱等の自覚症状がない者に対して本学が指定して実施するもの。  
「Ct値40以下（陽性疑い）」「Ct値40超（検出限度以下であるが、非常に微量のウイルスが存在する可能性あり）」  
「-（検出限度以下）」の3区分で結果判定。
- ※4 (6)における接触の時期は、感染者が発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を発生した日の2日前から隔離開始までの間に当該感染者と接触した日、感染者と濃厚接触者が最後に接触した日以降に当該濃厚接触者と接触した日、指示受検者又は希望受検者が発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を発生した日の2日前以降に当該指示受検者又は希望受検者と接触した日とし、接触の範囲は※2のア）～エ）を目安とする。
- ※5 指示内容は、必ず部局等事務部へ報告させる。
- ※6 発熱等の自覚症状がない場合は、原則として在宅勤務とする。
- ※7 学生への教育、指導や、大学業務等の遂行上、キャンパス内での勤務への早期復帰が特に必要な者であると所属部長及び新型コロナウイルス危機対策本部長が認めた者については、①無症状、②抗原定性検査により2日目と3日目に検査を実施、③陰性を確認、のいずれの条件も満たせば、3日目陰性確認後から復帰とすることができる。
- ※8 陽性者と最後に接触した日から7日間の健康観察を行うこととする。
- ※9 発熱等の自覚症状がなく、部局等の長が真に必要と判断する場合は、感染防止に十分配慮した上で必要最小限の外出（講義・勤務を含む）を可能とする。

**2. 感染者等に係る報告**

「新型コロナウイルス感染者等発生時における対応マニュアル」（R2.4.16新型コロナウイルス危機対策本部W6決定）に従い、新型コロナウイルス危機対策本部等事務室に報告する。

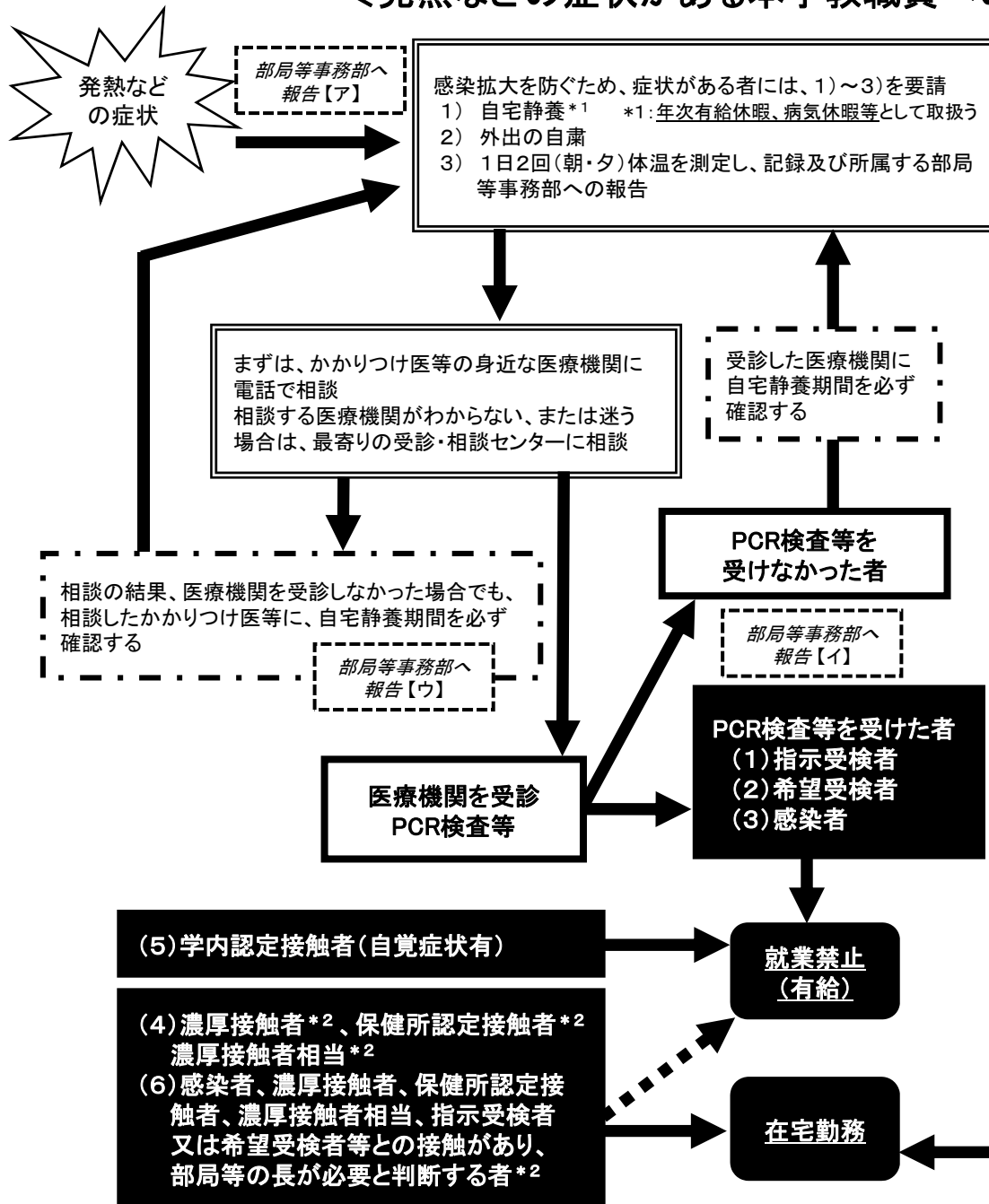
**3. 就業禁止期間中の出勤簿、勤務時間等記録簿の表記**

- 以下のとおり記載する。
- ・出勤簿の押印等欄：斜線
  - ・休暇・出張等欄又は押印等欄の下欄：「就業」
  - ・摘要欄：就業禁止（〇日～〇日：新型コロナウイルス）

**4. その他**

- ・病院教職員及び診療に従事する者は病院の行動指針等を優先する。
- ・業務に起因して新型コロナウイルスに感染したと労働基準監督署が認める場合は、労災保険給付の対象となる。  
業務中での感染が疑われる場合は、業務災害等の労災請求と同様の手続きを行う。  
（労災手続きについては、令和4年7月4日付九大環衛第89号「労働者災害補償保険に関する手続きについて（通知）」を参照）

## ＜発熱などの症状がある本学教職員への対応に係るフロー図＞



\*2: 発熱等の症状がない場合は、原則として在宅勤務とする

### 就業禁止等の期間

- (1) 発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで  
(ただし、診療を受けた医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間\*4)
- (2) 症状消失後48時間が経過するまで
- (3) 保健所から受けた指示に沿った期間\*4
- (4) 陽性者と最後に接触した日から5日間  
ただし、同居者が陽性となりその濃厚接触者等となった場合は、当該陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日。なお、同居者に複数の陽性者が出た場合は直近の検査陽性者の発症日、無症状の場合は検体採取日。)又は当該陽性者の発症等により居住内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間\*5\*6  
なお、保健所からの指示がある場合は、保健所から受けた指示に沿った期間\*4
- (5) 【発熱等の自覚症状がある場合】  
発症日から6日経過かつ症状消失後48時間が経過するまで  
(ただし、診療を受けた医師により別の指示があった場合は、その指示に沿った期間\*4)  
【発熱等の自覚症状がない場合】  
自己採取型PCR検査等の受検結果が、  
① 「Ct値40以下」または「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談のうえで医療機関を受診し、陰性と判断された場合は、診療した医師が指示した期間\*4  
② 「Ct値40以下」または「Ct値40超」と判定されたため、かかりつけ医や受診・相談センターに相談したが、医療機関の受診不要と判断された場合は、当該かかりつけ医等が相談時に指示した期間\*4  
③ 「Ct値40超」と判定されたが、かかりつけ医や受診・相談センターに相談せず自宅待機する場合は、感染者との最終接触日から5日間\*6
- (6) 感染者、濃厚接触者、保健所認定接触者、濃厚接触者相当、指示受検者又は希望受検者(以下「感染者等」という)との接触があったことを本学が把握した日から、当該感染者の就業禁止等期間が終了する日までのうち、該当者の接触状況を踏まえ、部局等の長が判断する必要最小限度の期間\*7

\*4: 指示内容は、必ず部局等事務部へ報告

\*5: 学生への教育、指導や、大学業務等の遂行上、キャンパス内での勤務への早期復帰が特に必要なものと所属部局等及び新型コロナウイルス危機対策本部長が認めた者については、①無症状、②抗原定性検査により2日目と3日目に検査を実施、③陰性を確認のいずれの条件も満たせば3日目陰性確認後から復帰とすることができる。病院教職員及び診療に従事する者は病院の行動指針等を優先することとする。

\*6: 陽性者と最後に接触した日から7日間の健康観察を行うこととする。

\*7: 発熱等の自覚症状がなく、部局等の長が真に必要なと判断する場合は、感染防止に十分配慮した上で必要最小限の外出(講義・勤務を含む)を可能とする。

(5) 学内認定接触者(自覚症状無)\*2、\*3

\*3: 本学が指定して実施する、自己採取型PCR検査等を受検する  
(「Ct値40以下(陽性疑い)」「Ct値40超(検出限度以下であるが、非常に微量のウイルスが存在する可能性あり)」「- (検出限度以下)」の3区分で結果判定)

健康観察表

様式1

氏名： \_\_\_\_\_

学籍番号： \_\_\_\_\_

所属： \_\_\_\_\_

職名： \_\_\_\_\_

内線番号： \_\_\_\_\_

\* 1日2回（朝・夕）体温を測定し、症状の有無を記載してください。

第1週

	日数	1	2	3	4	5	6	7
	日付	月日( )	月日( )	月日( )	月日( )	月日( )	月日( )	月日( )
	メモ							
	担当係等への報告							
朝	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	咳							
	息切れ							
	痰							
	喉の痛み							
	鼻水							
	筋肉痛							
	頭痛							
	下痢・嘔吐							
夜	体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	咳							
	息切れ							
	痰							
	喉の痛み							
	鼻水							
	筋肉痛							
	頭痛							
	下痢・嘔吐							

※ 2週目以降の記録を取る場合は、日数を適宜変更して使用してください。 例) 2週目の場合、8・・・14、3週目の場合、15・・・21

健康観察表

様式1

氏名：○○○○

学籍番号：XXXXXXXXXX

所属：○○学部

職名：\_\_\_\_\_

内線番号：\_\_\_\_\_

\* 1日2回（朝・夕）体温を測定し、症状の有無を記載してください。

第1週

	日数	1	2	3	4	5	6	7
	日付	3月1日(日)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	3月7日(土)
メモ	休むことを担当係へ電話連絡済み		鼻水が出てきた。	午後から痰が出るようになった。	帰国者・接触者相談センターへ連絡 [○病院帰国者・接触者外来の受診指示あり]		帰国者・接触者外来を受診。自宅療養の指示。後日再度受診予定。	夜、頭痛あり
	担当係等への報告	✓			✓		✓	
朝	体温	37.5 °C	37.5 °C	37.5 °C	38 °C	38.5 °C	37.5 °C	37.5 °C
	咳	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	息切れ							
	痰				✓	✓	✓	✓
	喉の痛み				✓	✓	✓	✓
	鼻水		✓					
	筋肉痛							
	頭痛							
	下痢・嘔吐							
夜	体温	37.5 °C	38 °C	37.5 °C	37.5 °C	38 °C	38 °C	38 °C
	咳	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	息切れ							
	痰			✓	✓	✓	✓	✓
	喉の痛み				✓	✓	✓	✓
	鼻水							
	筋肉痛							
	頭痛							✓
	下痢・嘔吐							

※ 2週目以降の記録を取る場合は、日数を適宜変更して使用してください。 例) 2週目の場合、8・・・14、3週目の場合、15・・・21

**Symptom Tracker**

Name \_\_\_\_\_

Student ID: \_\_\_\_\_

Affiliation: \_\_\_\_\_

Job Title: \_\_\_\_\_

Ext. \_\_\_\_\_

Please measure your body temperature twice a day (once in the morning and once in the evening) and indicate whether or not you have observed any of the listed symptoms.

Week 1

	Day	1	2	3	4	5	6	7
	Date	(MM/DD) Day ( )	(MM/DD) Day ( )	(MM/DD) Day ( )	(MM/DD) Day ( )	(MM/DD) Day ( )	(MM/DD) Day ( )	(MM/DD) Day ( )
	Notes							
	I have contacted my department							
Morning	Temperature	° C	° C	° C	° C	° C	° C	° C
	Cough							
	Shortness of Breath							
	Phlegm							
	Sore Throat							
	Runny Nose							
	Body Aches							
	Headache							
Night	Diarrhea / Vomiting							
	Temperature	° C	° C	° C	° C	° C	° C	° C
	Cough							
	Shortness of Breath							
	Phlegm							
	Sore Throat							
	Runny Nose							
	Body Aches							
Headache								
Diarrhea / Vomiting								

If you want to record more than one week, please change the number of days as appropriate. (e.g., Week 2: 8 ... 14, Week3: 15 ... 21)

**Symptom Tracker**

Name o o o o

Student ID: XXXXXXXXXX

Affiliation: Faculty of OO

Job Title: \_\_\_\_\_

Ext. \_\_\_\_\_

Please measure your body temperature twice a day (once in the morning and once in the evening) and indicate whether or not you have observed any of the listed symptoms.

Week 1

	Day	1	2	3	4	5	6	7
	Date	March 1 (Sun)	March 2 (Mon)	March 3 (Tue)	March 4 (Wed)	March 5 (Thu)	March 6 (Fri)	March 7 (Sat)
	Notes	Told my department that I will be staying home today.	Have a runny nose.	Have phlegm.	contacted the Returnee/Contact Consultation Center. (Was instructed to visit a returnee/contact outpatient)		visited returnee/contact outpatient facility Was instructed to recuperate at home. Follow-up visit scheduled	Had a headache at night.
	I have contacted my department	✓			✓		✓	
	Temperature	37.5° C	37.5° C	37.5° C	38° C	38.5° C	37.5° C	37.5° C
Morning	Cough	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	Shortness of Breath							
	Phlegm				✓	✓	✓	✓
	Sore Throat				✓	✓	✓	✓
	Runny Nose		✓					
	Body Aches							
	Headache							
	Diarrhea / Vomiting							
	Temperature	37.5° C	38° C	37.5° C	37.5° C	38° C	38° C	38° C
Night	Cough	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	Shortness of Breath							
	Phlegm			✓	✓	✓	✓	✓
	Sore Throat				✓	✓	✓	✓
	Runny Nose							
	Body Aches							
	Headache							✓
	Diarrhea / Vomiting							

# 廃止

(機密性1)

九大環衛第337号  
平成30年2月13日

各部局事務(部)長  
事務局各課(室)長  
監査室長  
法務・コンプライアンス課長 殿

総務部環境安全管理課長

木原泰裕 公印省略

## インフルエンザ総合対策の推進について(依頼)

このことについて、文部科学省初等中等教育局より、別添のとおり通知がありました。

については、インフルエンザの流行シーズンにあたり、別添のポスターの掲示等により、学生及び教職員へ感染予防への注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

また、インフルエンザ様疾患については、流行状況を把握するため、教職員から「インフルエンザと思われる症状を発症した」と電話連絡があった場合には、下記のとおり対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、平成25年1月29日付け九大職環安第227号「インフルエンザ総合対策の推進について」は廃止します。

## 記

### 1. 「インフルエンザに係る教職員連絡表」による報告

- (1) 医療機関を受診し、インフルエンザと診断された場合には、教職員の場合は有給による自宅待機とする。医療機関を受診していない者に対しては受診を指示し、再度その旨報告させる。
- (2) 当該教職員に自宅待機期間(症状が出た日から解熱後48時間を経過する日まで)を指示する。

また、近年は抗インフル薬の効果で解熱が早くなったが、解熱後48時間を経過していても感染力が残っている可能性が高いため、自宅待機期間が経過し、出勤可能となった際も発症後5日程度経過するまでは、感染拡大防止のための対策(人混みを避ける、窓口業務はしない、マスクを着用する等)を十分行うよう指示する。

発症後48時間以内であっても、例外的に医師の許可があった場合は出勤を許可するが、上記の感染拡大防止のための対策を十分行うよう指示する。

- (3) 出勤可能となった場合には、再度その旨報告させる。
- (4) 「インフルエンザに係る教職員連絡表」(別紙様式)に記録し、その日の分を翌日9時30分までに環境安全管理課衛生管理係(FAX:90-2076)あて報告する。

### 2. 「インフルエンザ感染者の自宅待機指示表」の記録

各部局等において、自宅待機期間の把握のために記録する。

### 3. 出勤簿、勤務時間等記録簿の表記

平成22年11月1日付け総務部人事課総務係発事務連絡に基づいて処理する。

担当部課 総務部環境安全管理課衛生管理係 緒方、小林  
Tel 90-2075,7058 Fax 90-2076  
E-mail syjanzen@jimu.kyushu-u.ac.jp



## インフルエンザに係る教職員連絡表

電話 連絡日	所属 氏名	自宅等の連絡先 (携帯電話番号)	インフルエンザ症状 及び発症日	同居家族等の 同じ症状の有無	住所(町名まで)	医療機関名	解熱後の連絡 及び48時間経 過後の出勤予 定日
						インフルエンザ の診断(有無)	
/			<input type="checkbox"/> 突然の発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			月 日			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	月 日
/			<input type="checkbox"/> 突然の発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			月 日			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	月 日
/			<input type="checkbox"/> 突然の発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			月 日			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	月 日
/			<input type="checkbox"/> 突然の発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			月 日			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	月 日
/			<input type="checkbox"/> 突然の発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			月 日			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	月 日
/			<input type="checkbox"/> 突然の発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			月 日			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	月 日
/			<input type="checkbox"/> 突然の発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> くしゃみ	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			月 日			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	月 日

※教職員から「発熱症状がある」旨の連絡があった場合に次の手順により対応するとともに、記録すること

1. 所属、氏名、緊急連絡先(携帯番号)、本人・同居家族の症状、住所(町名まで)、医療機関受診等を聴取する
2. 家族・研究室などで、自分と同じ症状の者がいる、もしくはいたか？を確認する
3. 現在、咳・くしゃみをしているか否かの確認を行い、咳・くしゃみをしている場合はマスク着用の指示を行う
4. 解熱(37.0℃未満)後、再度連絡するよう指示を行う
5. 解熱した旨の報告があった際に、解熱してから48時間経過した後の出勤予定日を指示する  
(出勤後も、感染力が残っている場合があるため、感染拡大防止のための対策(マスクを着用する等)を十分行うよう指示する)

※インフルエンザに係る教職員連絡表の報告

1. 連絡表については、その日の分を翌日9時30分までに報告すること
2. 教職員については、総務部環境安全管理課衛生管理係(FAX:90-2076)へ報告する
3. 環境安全管理課衛生管理係は、学生、教職員の対応表を取り纏め、キャンパスライフ・健康支援センターへ報告する



事 務 連 絡  
平成22年11月1日

各 部 局 等 人 事 担 当 係 長  
事務局等各課（室）総務担当係長  
殿

総務部人事課総務係長

インフルエンザ感染により自宅待機を命じられた者の出勤簿等の表記について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、平成21年9月2日付け事務連絡「インフルエンザ感染等により自宅待機を命じられた者の出勤簿等の表記について」は廃止します。

#### 記

##### 1 出勤簿の表記

押印欄：斜線

休暇・出張等欄：待機

摘要欄：〇〇.〇.〇〇～〇〇.〇.〇〇（自宅待機の期間を記入）

「インフルエンザ感染による自宅待機」

##### 2 勤務時間等記録簿の表記

休暇・出張等欄：待機

摘要欄：待機（〇日～〇日）「インフルエンザ感染による自宅待機」

担当部課係 総務部人事課総務係 長戸

TEL:99-2119 E-mail:syjsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

【参考】

事務連絡

平成21年9月2日

各 部 局 等 人 事 担 当 係 長  
殿  
事務局等各課（室）総務担当係長

総務部人事課総務係長

インフルエンザ感染により自宅待機を命じられた者の出勤簿等の表記について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、平成21年8月24日付け事務連絡「新型インフルエンザ感染等により自宅待機を命じられた者の出勤簿等の表記について」は廃止します。

記

1 出勤簿の表記

押印欄： 斜線

休暇・出張等欄： 待機

摘要欄： ○○.○.○○～○○.○.○○（自宅待機の期間を記入）

「疑新型インフルエンザ感染による自宅待機」

2 勤務時間等記録簿の表記

休暇・出張等欄： 待機

摘要欄： 待機（○日～○日）「疑新型インフルエンザ感染による自宅待機」

担当部課係 総務部人事課総務係 長戸

TEL:99-2119 E-mail:syjsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp